

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る入院患者を受け入れる医療機関において、給与上特別の考慮を必要とする新型コロナウイルス感染症に係る入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者に報いるため、予算の定めるところにより、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、新型コロナウイルス感染症に係る入院患者を受け入れる医療機関のうち、知事が適当と認めるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条の目的を達成するために補助対象事業者が新型コロナウイルス感染症に係る入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者に対して特殊勤務手当の支給を行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第3欄の補助対象経費の総額に、別表第4欄の補助率を乗じて得た額を、府の予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1-2号）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の減額を伴う事業内容の変更とする。

2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金経費（事業）変更承認申請書

(様式第2号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業の内容の変更により交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例によりすることができる。
- 4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) (1)の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (4) 知事は、新型コロナウイルス感染症に係る入院患者を受け入れた医療機関が交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(補助金交付の申請の取下げ)

第9条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金実績報告書(様式第4号)を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(立入調査)

第12条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、以下(1)から(4)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が附した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第14条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から廃止する。

(経過措置)

2 この要綱の廃止の前に、改正前の大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)に基づきなされた交付の決定及び実績報告については、次のとおりとする。

- (1) この要綱の廃止の前になされた規則第5条第1項に基づく交付の決定については、なおその効力を有する。
- (2) この要綱の廃止の前になされた交付の決定に係る実績報告及び補助金の交付は、旧要綱の例による。
- (3) この要綱の廃止の前の事業実施に係る補助金の額については、旧要綱に基づき算定した額によるものとする。

別表

1 補助事業	2 業務の内容	3 補助対象経費	4 補助率
大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業	新型コロナウイルス感染症患者が入院する医療機関において、医療従事者（医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士など）が新型コロナウイルス感染症に係る入院患者に直接接する治療等	左記業務に対して支給される特殊勤務手当に係る費用 1人あたり勤務1日につき、 3,000円	10分の10 ただし、1か月あたりの補助上限額は、下記計算式にて算定した金額とする。 (軽症・中等症入院患者の延べ人数(月) × 3 + 重症入院患者の延べ人数(月) × 6) × 3,000円

※重症入院患者とは、人工呼吸器管理が必要な入院患者のことをいう。